

特定個人情報保護に関する覚書

衆議院共済組合、参議院共済組合、内閣共済組合、総務省共済組合、法務省共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、農林水産省共済組合、経済産業省共済組合、国土交通省共済組合、防衛省共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、刑務共済組合、厚生労働省第二共済組合、林野庁共済組合、国家公務員共済組合連合会職員共済組合（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結する「〇〇〇の委託契約」（以下「原契約」という。）に基づき、甲が乙に個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いに係る業務を委託するにあたって、甲及び乙が相互に協力して特定個人情報等を秘密として保持するために、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結します。

（定義）

第1条 本覚書において特定個人情報とは、次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第8項に定める特定個人情報
- (2) 法令、契約等に従い、甲が乙に対し取扱いを委託する正当な権利を有する情報であつて、甲が乙にその取扱いを委託するにあたり、予め書面にて特定個人情報を特定し明示したもの

（特定個人情報等の取扱い）

第2条 甲は、乙による原契約の履行上必要最小限となる範囲において、特定個人情報等を乙に開示するものとします。

- 2 乙は、甲から開示された特定個人情報等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、原契約の履行以外の目的（以下「目的外利用」という。）のために利用し、又は第三者に利用させ、開示若しくは漏えいしてはならないものとします。
- 3 乙は、目的外利用のために、特定個人情報ファイルを作成しないものとします。
- 4 乙は、法令等に基づき、第三者から特定個人情報等の提供を要求された場合、その旨を直ちに甲に通知するものとし、甲は、乙に当該要求に対する具体的な対応を指示するものとします。
- 5 甲は、乙が別途提示する目的外利用、漏えい、紛失、改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を承諾するものとします。
- 6 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、特定個人情報等を安全管理措置に定める管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならないものとします。
- 7 甲及び乙は、自己の責任において、原契約により特定個人情報等を取り扱う自己の従業者（自己の組織内にあって直接間接に自己の指揮監督を受けて自己の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下「従業者」という。）に本覚書の義務を遵守させるものとします。
- 8 乙は、自己の従業者に対し、本覚書の義務を遵守するために必要な教育を行うと共に、従

業者に対する適切な監督を実施するものとします。

(特定個人情報保護担当者)

第3条 甲及び乙は、特定個人情報等の取扱いを円滑に推進するために、それぞれ特定個人情報保護担当者をあらかじめ定め、書面により通知するものとします。

2 甲及び乙は、本覚書に定めた事項の他、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼又は報告その他相手方との連絡、確認等については、原則として特定個人情報保護担当者を通じて行うものとします。

3 前項に定めた事項の他、特定個人情報保護担当者は、自己の従業者への指示管理を行うものとします。

4 原契約において実施責任者を定める場合、特定個人情報保護担当者と実施責任者はこれを兼ねることができるものとし、特に通知がない場合はこれを兼ねるものとします。

(再委託)

第4条 乙は、本件業務に関する特定個人情報等の取扱いを、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとします。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に本件業務に関する特定個人情報等の取扱いを再委託する場合においても、当該第三者に対し本覚書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとします。

(複製の禁止)

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、特定個人情報等を複製してはならないものとします。なお、複製された特定個人情報等の取扱いは本覚書に従うものとします。

(漏えい等発生時の対応)

第6条 乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生したときは、ただちに甲に報告し、対応等について甲と協議するものとします。但し、緊急やむを得ない場合、乙は、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じができるものとし、事後速やかに甲に報告するものとします。

(特定個人情報等の破棄、消去又は返還)

第7条 乙は、甲の要求がある場合、又は原契約が終了した場合、乙は、甲から開示された特定個人情報等を安全管理措置に定める方法に従い甲に返還、破棄、若しくは消去しなければならないものとします。なお、当該返還日、破棄日若しくは消去日から起算して30日以内に破棄、消去の方法、完了日等を記載した甲乙協議の上定める確認書を甲に提出するものとします。

(特定個人情報等の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等に関する対応)

第8条 乙は、特定個人情報等の主体（以下「本人」という。）に対し「個人情報の保護に関する法律」第24条以下及び番号法第29条3項に規定される特定個人情報等の利用目的の通知、開

示、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」という。）を行う権限を有しないことを確認します。

2 乙が本人から特定個人情報等の開示等の依頼を受けた場合、その旨を甲に通知するものとします。

(委員会)

第9条 甲及び乙は、原契約に関して、番号法に従い個人情報保護委員会による指導、助言及び勧告等の措置を受けた場合、直ちに相手方にその旨を通知するものとし、その対応について甲乙協議するものとします。

(監査)

第10条 甲は、乙の本覚書に定める義務の履行状況の確認のため、1年に2回を限度として事前に甲乙協議のうえ定めた日に甲の費用負担にて乙の施設に立入ることができるものとします。なお、立ち入りにあたって甲は乙が事前に提示した入館規則等を遵守するものとし、詳細は、甲乙事前に協議のうえ、これを定めるものとします。

(本覚書の適用)

第11条 本覚書と抵触する原契約の規定は本覚書のとおり変更されたものとします。

(有効期間)

第12条 本覚書は、原契約終了後も効力を有するものとします。

(契約外の事項)

第13条 本覚書に定めのない事項その他本覚書の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとします。

2 甲及び乙は、本覚書の内容を変更する必要が生じた場合、変更内容、変更範囲、変更に要する費用等を考慮し、その対応について甲乙誠実に協議するものとします。